

平成17年5月6日

東京都福祉サービス評価推進機構
財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団
理事長 石山 伸 彦 殿

認証番号 機構02-006
所在地 東京都中野区中野4-11-10
株式会社 東京リーガルマインド
代表取締役 反町 勝夫



福祉サービス第三者評価事業における改善計画書の提出について

拝啓 福祉サービスに関する情報提供の必要性が叫ばれるなか、貴機構の福祉サービス第三者評価事業におけるご尽力には、日々敬意を表しています。

さて、弊社は、平成17年2月10付で公正取引委員会より景品表示法4条第1項1号違反（弊社発行の司法試験受験対策講座のパンフレットの合格実績表示）により排除命令を受けたことにより、貴機構より福祉サービス第三者評価事業実施に対する改善指導を受けました。これに基づき、改善計画を、下記の通り提出させていただきます。

弊社は、この事実を重く受け止め、第三者評価制度の利用者・事業者、ひいては都民の皆様への信頼回復のため全力で改善計画を実施させていただきます。

ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

弊社における平成17年度の福祉サービス第三者評価事業は、下記の改善計画全事項達成について認証・公表委員会において確認・了承された後から開始することにさせていただきます。

なお、公正取引委員会の処分の経緯につきましては別途資料を添付させていただきます。

記

改善計画事項	具体的実施内容	改善計画達成時期
第三者評価実施におけるコンプライアンスの徹底	別紙1をご参照下さい	平成17年5月
改善計画内容の周知	改善計画の内容については、弊社ホームページでの公表し、進行状況、達成状況についても、公表する。	平成17年5月
チェック体制	福祉サービス第三者評価事業に関する広告宣伝物に関しては、弊社法務部のチェックを得た後でなければ、公表しない。	平成17年5月

<別紙1>

弊社は、福祉サービス第三者評価事業におけるコンプライアンスの徹底のため下記の改善計画を実行させていただきます。

記

事務・営業職員・評価者等弊社第三者評価事業にかかわる全社員に対して福祉サービス第三者評価事業に関するコンプライアンスの研修を行う。

<具体的内容>

- ① 広告表示基準の作成（具体的基準は既に作成しております。別途添付します。）及びこれに関する研修の実施
この研修は広告表示一般に関するコンプライアンスの徹底のために行います。
- ② 東京都福祉サービス第三者評価事業実施に関する各種規程に関する研修
この研修は第三者評価事業実施に関するコンプライアンス徹底のために行います。

<達成状況の確認方法>

実施報告書および受講した旨の誓約書を貴機構へ提出させていただきます。

<実効性の確保>

上記研修は、随時行います。ただ研修の実効性確保のため、次のようにさせていただきます。

この研修の実施は、5月末日をもって一旦終了し、このときまでに勤務の都合等により受講できない評価者は、登録を一旦抹消させていただきます。そして、その後研修を受講し（誓約書を機構に提出し）た後に再び登録させていただきます。これにより弊社登録の評価者は常に全員この研修を受講している状況にさせていただきます。

以上

2005 年5月6日

東京都福祉サービス評価推進機構御中

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役社長 反町 勝夫
担当取締役 藤原 重明

公正取引委員会の処分について

1. お詫び

この度、弊社が作成しました司法試験受験対策講座の一部パンフレット(以下、「司法試験パンフレット」といいます)、インターネットに掲載した合格実績表示について、公正取引委員会から、排除命令が出されました。

お客様をはじめお取引先様ならびに関係各位の皆様にご迷惑とご心配をおかけ致しましたことを謹んでお詫び申し上げます。

2. 事実内容

(1)対象となった司法試験パンフレットについて

今回公正取引委員会により調査されたのは、弊社が発行した司法試験の入門講座をご案内するパンフレットです。その中の下記下線部分の記述が、景品表示法に照らし、不適切であるとのこと指摘を受けました。

平成に入ってから15年間で、延べ12,059名の方が司法試験に合格なさいましたが、その内10,991名の方がLEC会員としてLECの司法試験講座をご利用になりました(平成元年～平成15年までの総合合格占有率91.14%)。

(2)調査の事情について

弊社は、1997年に公正取引委員会から合格実績の表示について承認を得ております。これまでこの規準に則って、合格実績の表示をしてまいりました。その規準は、

- ① 合格実績は、本試験の最終合格者人数に占める『LEC会員』の割合により算出・表示する。
- ② 合格実績表示に『LEC会員』の文言を用いる場合には、「上記合格実績とは、〇〇年度〇〇試験最終合格者〇〇名のうち、同年度同試験合格発表日現在の『LEC会員』が占める割合を言います。」という注釈を同じ紙面上に明確に記載する。

というものです。

この②にいう『LEC会員』の中に、「自社の司法試験対策講座を受講した者のほか、口述試験会場までの送迎バスを利用した者、論文試験解答等の資料の提供を受けた者、受験願書の提供を受けた者等の自社が司法試験対策講座以外に提供するサービスを受けた者」が含まれていました。

しかし、上記(1)に記載しましたとおり、今回問題とされたパンフレットには、同一紙面上に上記②の注釈がな

いばかりか、『LEC会員』としてLECの司法試験講座をご利用になりました。」という文言が不注意にも付加されていたために、講座を利用していない人数まで講座を利用したものと表示していたため、「一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである」(景品表示法第4条第1項第1号)として、本件調査に基づく排除命令が出されました。

※下線部は、公正取引委員会のご指摘内容を引用したものです。

(3)公正取引委員会の処分について

上記(2)の表示を実施したことに対する「排除命令」の内容は、以下の点です。

- ① 不適切な表示を行ったことについて、新聞紙上に公表すること。
- ② 今後は、この表示を使用しないこと。
- ③ ①の実施状況について、公正取引委員会に報告すること。

なお、処分予定のご通知をいただいた段階では、上記に加えて、「再発防止策を役員及び従業員に周知徹底すること」という処分項目が入っていましたが、この度いただいた排除命令書においては、「東京リーガルマインドは、平成16年12月15日以降、前記3の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底している。」と認定していただき、処分項目の中から削除していただきました。

3. 経過

平成15年12月25日	本件パンフレット発行(改訂版を含め101,260部)
平成16年5月20日	公正取引委員会より弊社パンフレットの表示につき、調査
平成16年12月15日	「広告表示規準」社内告知 弊社パンフレット回収・廃棄
平成17年1月7日	公正取引委員会より、処分予定の通知を受け取る
平成17年2月8・9日	「広告表示規準」に関する研修を全社員を対象として実施
平成17年2月10日	公正取引委員会より、処分通知書を受理
平成17年2月18日	日経新聞及び読売新聞に謝罪広告を掲載

4. 原因

弊社では、上記2.(2)記載のとおり、1997年に公正取引委員会にご承認を得た規準に則って、合格実績の表示を行なって参りました。

しかし、今回、当該規準に反する広告がなされた原因は、広告宣伝の担当者のミスであるとともに、これに対する社内のチェック機能が不十分であったためであると深く反省しております。

5. 対策

公正取引委員会の処分に対して

- ① 不適切な表示を行なったことについて、新聞紙上に公表すること。
……その内容としては、最終的には公正取引委員会との調整の上確定することになりますが、概ね、上記2.(2)記載内容のような事実の説明と消費者に対するお詫びになるものと考えられます。
- ② 今後は、この表示を使用しないこと。

……今後は、昨年12月より施行している「広告表示規準」に則り、適正な広告表示を行ないます。なお、問題とされたパンフレットは、すでに回収し、廃棄を完了しております。

③ ①の実施状況について、公正取引委員会に報告すること。

……①については、新聞紙上掲載しました。(2005年2月21日経新聞及び読売新聞)

弊社における再発防止策

弊社は、この度の件につき、公正取引委員会に相談し、今後の運用方法を作成するように進めておりました。これから日本は、知識創造社会を迎え、ライセンス・キャリア・資格の重要性が増す時代へと発展してまいります。弊社はこの分野における最大手として、他の企業の模範となる責任があります。そのためには、弊社も、これまでの企業姿勢を再点検し、いささかの疑念・誤解もない企業戦略を展開するべきであると深く反省し、ここに、営業担当部門、法務部等を始めとし、役職員一同、資格試験受験指導業界の一員としての社会的責任に基づき、この業界として初めて、自主的に「広告表示規準」を施行し、昨年より、既に運用しております。現在では、この「広告表示規準」に則り、法務部のチェックを経た合格実績でなければ広告物に表示できないシステムを運行しております。また、今回のような表示を繰り返さないように、全社員を対象に、広告表示規準研修を既に実施いたしました。

6. 処分

本件につき、弊社では1月31日付けで、法務部長を更迭いたしました。

7. 公正取引委員会からの要望

公正取引委員会からは、弊社に対する処分に付随して、報道発表用の資料の中で、資格試験等の受験指導業界全体に対し、次のような要望がございました。

資格試験等受験のための講座の受講生募集を行う際の広告表示において、次のような例が多く認められ、このような表示は、一般消費者の認識に沿った適切なものとは認め難いため、資格試験等の受験指導を行う主要な事業者に対し、景品表示法違反行為の未然防止の観点から、表示基準を策定するなどの表示の適正化を図るよう要望した。

- (1) 自らの合格実績として表示している合格者数、合格者数の比率等について、短期講座の受講生、公開模擬試験のみの利用者等、主要な講座を受講していない者を含めている。
- (2) 合格者について、単に自らの会員や利用者である旨のみを示し、利用した講座等の範囲を示していない。

弊社におきましても、上記5.に記載しました再発防止策を講じていくだけでなく、今後もお客様に適正な判断をしていくために、公正取引委員会のご指導を仰ぎながら、自社の「広告表示規準」の改善・改良を行っていく所存でございます。

以上